

## 第四章 神戸と災害



発掘調査で見つかった阪神・淡路大震災の噴砂跡（長田区御船追跡）

- 第一節 先史時代の自然災害
- 第二節 古代の自然災害
- 第三節 古代の災害観と災異思想

## 第一節 先史時代の自然災害

### 1 災害史の研究方法

災害史研究の意義 自然災害は、台風、地震などさまざまな異常な自然の力と、人間の社会活動とのかかわりで生じるものである。したがって、災害研究には、たとえば降雨量やマグニチュードの観測など、

その異常な力の側面からするものと、それに反応した人間活動の側面から災害をとりあげるものがある。

つまり、自然の力の規模や範囲、あるいはその長期にわたる変化や周期性などを知ることはもちろん、それに触発されて行われた人間の活動、あるいはそれが人間社会に対して及ぼした影響などを歴史的に解明することが災害史研究の目的となる。近年の地球温暖化に伴う真夏日の増加や、「ゲリラ豪雨」の多発などを挙げるまでもなく、自然環境の変化が現代に生きる私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつある。ましてや前近代の人々が、現代以上に自然環境の変化に影響を受け、翻弄され続けたことは想像に難くない。災害が異常な自然の力を契機として発生するものとする定義によれば、災害は「非日常的」な出来事であるが、前近代の人々にとってはある意味で「日常的」なことでもあった。つまり過去の人々が災害に向き合い、克服

してきた歴史を知ること、過去の人々の日常を知る営みにも通じるのである。そしてその研究成果は、過去の災害の教訓を現代に活かす上でも大きな意義をもつ。

考古学が明らか  
にした自然災害  
土地に刻まれた過去の人々の生活の痕跡を示す遺構や、過去の人々が作り、使用した道具やその原材料である遺物は、神戸市内の遺跡からこれまでも数多く出土し、さまざま

な事実を明らかにしてきた。

しかし、近年ではこのような人為的なものだけではなく、火山や洪水、地震による自然現象で生じた痕跡も含めて発掘調査の対象となっている。このように近年の考古学は、過去の自然災害も含めて明らかにしてくれるのである。以下では、神戸市域で発生した古代の災害と、災害に対する当該期の為政者や地域に住まう人々の対応についてふれてみたい。

## 2 遺跡にみる神戸の自然災害

### 火山災害

火山災害は、溶岩流や火砕流などの直接的な被害の他に、噴出した碎屑物さいせつぶつ（テフラ）の降下や堆積による二次的な被害ももたらす。また、埋没や破壊以外にも、多量の噴出物による日傘効果は、無視できない気候変異をとめない、人々の生活に重大な影響を与えたことであろう。

鹿児島県南方沖の竹島・硫黄島いおうじまを外輪山とした海底火山である鬼界カルデラまかいから、およそ七三〇〇年前（縄文時代早期末）に巨大な噴煙がたちのぼった。鬼界アカホヤ火山灰（以下K-Ahと略）は、南西諸島から東

北地方にかけて、北海道を除いた日本列島のほとんどを一樣に覆う広域テフラであった。広域テフラは、降下の同時性から、遺跡の編年研究に対する有効性が認められており、K-Ahも縄文早期〜前期の基準層としての役割を果たしている。

垂水日向遺跡（垂水区）では、厚さ最大四〇センチメートルの火山灰層が検出された（写真16）。このうち下部の一〇数センチメートルはK-Ah純降灰層で構成されているが、一時にこれほど多量の降灰があったことは、環境に大きな変化を生じさせたと考えられ、当時の神戸市域に住まう人々への恐怖や、生活に与えた影響は計り知れないものであっただろう。発掘調査では、火山灰の上を歩いた縄文人の足跡（写真17）や、火山灰で海底に閉じ込められたさざ波の跡（写真18）も検出されている。

#### 水害

台風や集中豪雨に伴う水害の被害には多様な形態があるが、前近代における人々は、河川の氾濫や土石流・高潮などとの戦いの歴史といってもよいだろう。神戸市内には、洪水の跡がみられる遺跡が複数あることが知られている。

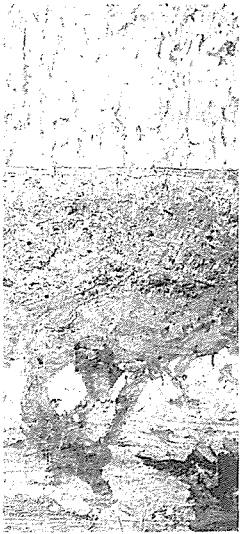


写真16 浅い内海の底に堆積した火山灰（垂水日向遺跡）

明石川流域では、先に見た垂水日向遺跡において、縄文時代中期から晩期の遺物を包含する、厚さ二メートルにも及ぶ砂礫層が検出されている。その中には、常緑広葉樹を主体とする膨大な量の流木群が含まれている（写真19）。これは、遺跡に隣接する福田川の氾濫によって一気に押

第一節 先史時代の自然災害



写真18 火山灰で海底に閉じこめられた  
さざ波の跡（垂水日向遺跡・縄文  
時代）



写真17 火山灰の上を歩いた縄文  
人の足跡（垂水日向遺跡）



写真20 水田を繰り返し覆った  
洪水（白い斑点は足跡に  
たまった洪水の跡）〔深江  
北町遺跡・奈良時代〕



写真19 洪水で根こそぎ流されてきた楠  
の太木（垂水日向遺跡・縄文時代）



写真21 礫を吹き上げている噴砂  
（玉津田中遺跡・古墳時代）

し流されてきた樹木が堆積したものと推定されている。伴出した縄文時代晩期の土器の年代から、今から約三二〇〇年前の洪水であったと考えられている。

また、明石川中流の沖積平地に立地する玉津田中遺跡(西区)では、ひとつの集落を飲み込むほどの大洪水が、弥生時代中期(紀元前後)に起きている。中期中葉になると、大きな微高地の上に堅穴住居を営み、居住域周辺のやや低い部分には水路、方形周溝墓群ほうけいしゅうこうぼんを形成している。中期後半には、明石川が氾濫し大洪水が襲い、その際には六〇センチメートル以上の砂を堆積させ、住居だけでなく水田や方形周溝墓をもその下に密封した。

この時、人々は何も持ち出せず、土器・石器だけでなく鍬・鋤など多くの木器を残したようである。洪水に襲われた人々は、この洪水を契機として段丘上へと移転せざるを得なくなり、古墳時代も段丘上に住居を営み続けた。なお、起伏の多かった低地は、砂の堆積によって平坦化し、水田として利用されたことが明らかとなっている。

六甲山麓は沿岸から山麓、山腹への幅が非常に狭く、河川には急流が多いため、水害の絶えない地域の一つであった。また、上昇気流の生じやすい急斜面の山地と、それをつくる風化の進んだ花崗岩山地との山麓の扇状地上に位置する神戸市街地という点は、この地域の土砂災害の条件となっている。古代の水害とは発生の背景は異なるものの、昭和十三年(一九三八)の阪神大水害をはじめとして、つい最近までその被害に人々は悩まされ続けたのである。

芦屋川と住吉川によって形成された複合扇状地の末端にあたる本山遺跡もとやま(東灘区田中町)からは、弥生時

代中期の自然流路が発見され、この流路から弥生時代中期の土器、石器が出土した。その出土状況からみて、これらの遺物が、付近にあった住居地から洪水によって流され、この地点に堆積したものと推定されている。住吉宮町遺跡（東灘区）は、住吉川と石屋川によって形成された扇状地上に立地し、国道二号线沿いに広がっている。当遺跡では五世紀後半を中心に古墳群が形成され、現在、大小七〇基を超える古墳が発見されているが、それらすべてを埋め尽くすほどの土石流が発生したとみられている。

また、深江北町遺跡（東灘区）の後背湿地地区でも、芦屋川による度重なる洪水のため、何層にもわたって水田耕土層（土壌層）と洪水砂層との地層断面を残しており（写真20）、特に埋没が頻繁に起こっているのは、奈良から平安時代前期であることが調査よりわかっている。他にも郡家遺跡（東灘区）でも、各遺構面が洪水砂で覆われている。

#### 地震考古学

考古遺跡から発見される地割れ、地滑り、液状化跡などの地震痕跡から、地震の発生年代を考古学的に推定することもできる。この図27は、地震考古学の第一人者である寒川旭が作成した液状化現象と噴砂の模式図である。ドット部分は砂を、濃い網掛け部分は地震の前、薄い網掛け部分は地震の後の遺構を示す。Ⅲ層で液状化現象が発生して、Ⅱ層を引き裂いた噴砂が当時の地面に広がり、この後にⅠ層が堆積している。地震の時期は、古い溝（濃い網掛け部分）の埋没以降で、新しい溝（薄い網掛け部分）を掘削した直後、そしてⅠ層が堆積する前ということになる。このように噴砂と地層の関係から、地震の発生年代を確定することができるのである。

郡家遺跡（東灘区御影中町五丁目）からは、砂脈と噴砂が確認されている。これらの砂脈は、縄文時代早期

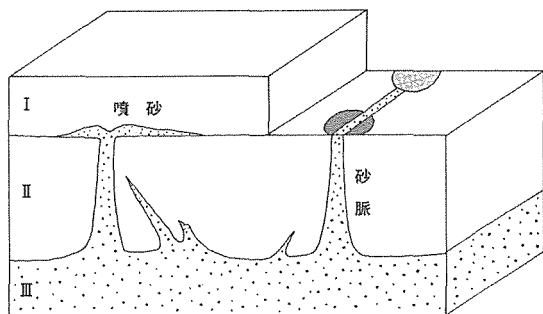


図27 液状化と噴砂の模式図  
(寒川旭『地震の日本史』より転載)

の遺構面を引き裂き、直上の堆積物（洪水砂）に覆われている。さらに、この洪水砂の最下部にアカホヤ火山灰が含まれているため、それ以前に発生した地震により、液状化が引き起こされたものと考えられている。また、大手前女子大学史学研究所（現大手前大学）の発掘による同遺跡（東灘区御影中町二丁目）からは、古墳時代中期末の遺構面においても、地震痕跡が検出されている。

同じ東灘区の住吉東古墳は、築造後まもなく、背後からの山地から押し寄せた洪水堆積物によって埋め尽くされていたのだが、墳丘を引き裂くように砂脈が走っている。砂脈を発生させた地震は、古墳築造期（五世紀後半）以降で、大量の洪水砂がもたらされる以前と考えられ、五世紀末から六世紀中頃までの間に相当する。

また淡神文化財協会の発掘による郡家遺跡（東灘区御影町御影）でも、古墳時代中期の生活面上で地震跡が発見された。この生活面も古墳時代中々後期の遺物を含む洪水堆積物に薄く覆われており、その上面に発達する鎌倉時代の生活面では地震の痕跡は全く見られなかったという。このようにして、J R住吉駅周辺地域が縄文時代以降に少なくとも三回、大きな地震に見舞われていたことがわかった。

大開遺跡（兵庫区大開通四丁目）では、弥生前期の貯蔵穴埋土を貫く砂脈が断面で確認されており、弥生時



代以降に発生した地震の痕跡だと考えられている。

玉津田中遺跡（西区玉津町宮ノ下）では、弥生時代中期の集落の北方の旧明石川の本流が埋まった部分に作られた水田上の数カ所で噴砂を検出している（写真21）。この噴砂の特徴は、粗粒の砂とともに最大径七センチメートルの礫が噴出していることで、震度六以上の激しい揺れが想定されている。古墳時代後期（六世紀後半頃）の水田面を超えておらず途絶えているが、一カ所だけ超えている箇所があり、それが文禄五年（一五九六）に発生した伏見地震による液状化跡と考えられている。しかし、六甲南麓では五世紀末から六世紀前半ごろの同様の地震痕跡が数カ所で確認されていることから、これを原因とする噴砂を含んでいる可能性も捨てきれないという。

## 第二節 古代の自然災害

### 1 摂津国・播磨国の地震

#### 災害の定義

災害とは、自然作用または人為作用が誘引となって、人間活動の地域社会や生活環境に損傷や危害を及ぼし、かつ人命にかかわる現象、もしくは人命にかかわるおそれのある現象であると定義されている。つまり、誰も被害を受けない地震や火山噴火などは単なる自然現象であって、その意味で災害とは、被災者を伴ってはじめて災害と呼ぶ。先にみたように、火山・洪水・地震などの痕跡は、遺跡の発掘でずいぶん明らかとなったが、災害が記録にあらわれるのはさらに時代を下らねばならない。

日本最古の 古代史料上ではじめて登場する地震記事は、『日本書紀』允恭天皇五年七月己丑条である。

#### 地震記録

被害の地を示さず単に「地震」とあれば、通常宮都周辺での有感地震をさすと判断する。この場合だと大和周辺で揺れが感じられたとみてよい。ただ、震源地や地震の規模、全体の被害の程度は不明である。この地震の際に、反正天皇の 殯宮を主宰すべき玉田宿祢が、殯宮の被災状況を確認することなく、酒宴を催していたことが原因で允恭によって誅殺されたと、『日本書紀』には見える。つまり、この地震記

事は玉田宿禰の不忠伝承に登場すること、また五世紀代の記述であることから、国史上の地震初出記事とするには疑わしい点も多い。

被害を具体的に明記した最古の地震は、『日本書紀』推古天皇七年四月辛酉条にみえる。

地動りて舎屋やふせ悉ことごとくに破こぼたれぬ。即ち四方よもに令のりして、地震なの神を祭らしむ。

この記事によると、「舎屋」が悉く倒壊したとあり、かなり大きな地震であったことがわかる。地震後の対応として、四方の「地震の神」を祀らせたことがみえる。ただ、この地震も大和で大きな被害が出たことはうかがえるものの、震源地や地震のタイプを知ることはできない。

国史では、これらの事例を皮切りに、以後多くの地震記事が登場する。実録性や信憑性にかける『日本書紀』を除外してみても、『統日本紀』以降の五国史で六〇〇件を超える地震記事を数えることができる。

有史最古の白 国史の記録上最初に見える南海地震は、天武天皇十三年（六八四）のものであり、その時

鳳南海地震

の様子には『日本書紀』に記録されている。その記述によると、以下のようなであった。

人定いんぎ（夜十時頃）に大地震があった。国中の男も女も叫び合い逃げ惑った。山は崩れ、川は溢れた。諸国しよこくの郡の官舎や百姓の家屋・倉庫、寺・堂塔・神社の破壊されたものは数知れず、人畜の被害は多大であった。伊予の道後温泉も、埋もれて湯が出なくなった。土佐国では田畑五〇余万頃（約一千町歩、約一二〇〇ヘクタール）が埋まって海となった。古老は、「このような地震はかつてなかったことだ」といった。（同年十月壬辰条）

土佐国司が、「高波が押し寄せ、海水が湧き返り、調みづさを運ぶ船がたくさん流失した」と報告した（同年

十一月庚戌条)。

兵庫県内では、南あわじ市にある汁谷遺跡しるたにでも、七世紀後半に、住居の床面が砂脈によって引き裂かれ、操業中の窯が壊れた痕跡が兵庫県教育委員会の調査によって見つかっており、この時の白鳳南海地震との関連性が指摘されている。神戸市域の被害についての記載や地震痕跡はないものの、山崩れや河川埋没、建物の倒壊や、液状化現象、津波などが発生し、神戸市域に住まう人々や家畜などへの影響が大きかったことが想定される。

天平六年（七三四）には全国的に地震に見舞われる。『続日本紀』同年四月戊戌条によれば、次の大地震 のようにある

地大いに震りて、天下の百姓の廡舎いむやを壊す。圧死者多し。山崩れ川擁かぶさがり、地往々こころに圻裂きく  
ること勝あげて数かずうべからず。

これによると倒壊した家屋で圧死する人が多く、山の崩落や、川の埋没、地割れが各地で生じ、かなりの人的・物的被害をもたらしたようである。この史料では特に震源地を記していないが、この地震が河内平野の生駒山麓を南北に走る生駒断層の活動に基づく地震と見る説もある。「天下の百姓」の家屋に被害があったという記述と合わせるならば、東神戸地域にも大きな影響を想定できるだろう。

貞観十年の播 九世紀に入り、貞観十年（八六八）には播磨国で大地震が発生する。『日本三代実録』貞観

磨国大地震

十年七月八日条によると、「地震ふる。内外の墻屋しょうやを動かし、往々頽破たふはす」とみえ、平安

京の内外においても垣や家屋の被害が多かったことを示している。その一週間後には、播磨国の国衙くくがから朝

延に被害報告が届く。

播磨国言しけらく、「今月八日、地大いに震動りて、諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔、皆悉く頽れ倒れき」と。(『日本三代実録』貞観十年七月十五日条)

そこには、播磨国内の諸郡の郡家の建物や定額寺(朝廷公認の寺院)の堂や塔が悉く崩れ倒れたとある。国立天文台編の『理科年表』では、この地震の規模をマグニチュード7に等しいかそれ以上と推定している。震源地は、現在の兵庫県西部地域で、中国自動車道にほぼ沿って走る山崎断層系であったといわれている。

文部科学省所管の地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成十五年(二〇〇三)十二月十日に報告した「山崎断層帯の長期評価について」によれば、山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯であり、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の三つの起震断層に区分されるという。山崎断層帯主部は、岡山県美作市勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西―東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約八〇キロメートルで、左横ずれが卓越する断層帯である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎郡福崎町より南東側とは、それぞれ最新活動時期が異なるという。北西部に属する安富断層のトレンチ調査の結果からは、八世紀以後、十四世紀以前に最新活動があったと推定されており、その原因としてこの播磨国大地震をあげている(推定マグニチュードは7・1)。

播磨国全域で被害が報告されていること、播磨から直線距離で約一〇〇キロメートル離れた平安京でも被害がみられること、山崎断層帯の安富断層が動いたことによる地層のズレが確認されたこと、などから考え

ても、その間にある神戸市域でもかなりの人的・物的被害があったのだろう。

さて、この大地震は七月八日に発生して以降も、『日本三代実録』には貞観十年だけで一八回も有感地震が記録されており、播磨国大地震の余震が続いたようである。朝廷はこれらの地震に対して、対策を講じている。とりわけ、神戸市域に関わって興味深いのは、摂津国の広田・生田の両神社に使者を派遣して、次のような処置をとっている点である。

使を摂津国の広田・生田の神社に遣りて幣奉らしめき。告文に曰ひけらく、「天皇が詔旨と、広田の大神の広前に申し賜えと申さく。大神を弥高く弥広に供え奉らんと所念行す。而る間に摂津国解しけらく、『地震の後に小震止まず。因りてトへ求ぎしむれば、大神の布志己利賜いて、所致し賜うなり』と申せり。又先の日に禱り申し賜う事も有りけり。因りて今、従一位の御冠に上げ奉り、崇め奉る状を、主殿権助従五位下大中臣朝臣国雄を差使わして御位記を捧げ持たせて奉出す。大神、神ながらも聞こし食して、今も往前も、天の下平安に、天皇が朝庭を、宝位動くことなく、常磐に堅磐に夜の守り日の守りに、護り幸え奉り賜えと申し賜わく」と申す。〔『日本三代実録』貞観十年閏十二月十

日条

『日本三代実録』によれば、この年の十二月十六日に、広田神には従一位、生田神には従三位という神階（神に授けられる位階）が与えられている。特に従一位という位階は、一般官人に授けられる全三〇階の位階のうち、第二位に相当する高いものであった。時の清和天皇は、大中臣朝臣国雄という官人を派遣し、広田と生田の大神に奉幣するとともに、新しく授与された神階の位記（辞令書）を与えている。



写真22 廣田神社（西宮市）

でいる可能性も指摘されている。

それでは撰津や播磨国内にある神社のうち、なぜこの両社が選定されたのであろうか。この点に関しては、播磨国内の山崎断層系の動きに連動して、ちょうど広田・生田両社を結ぶライン上の活断層、すなわち六甲断層系も活動していたとみる説もある。この当否については、さらなる地学的な地震研究の成果を待たねばならず、ここでは保留しておきたい。

ただ、地震が発生する九年ほど前の貞観元年には、広田・生田両社において、風雨を祈るために朝廷から使いが派遣され奉幣されている（『日本三代実録』同年九月八日庚申条）。また、この両社は播磨国大地震後の元慶元年（八七七）においても、「甘雨」<sup>かんう</sup>を降らすことを期待され奉幣を受けている（『同』同年六月十四日癸未条）。

神前で読み上げる告文によれば、神階授与の理由として、播磨国大地震の後も「小震」（余震）がやまないという申請が撰津国からあったため、朝廷で占ったところ、生田・広田大神の「布志己利」<sup>ふしこり</sup>によるとの結果が出たからだという。告文中の「ふしこり」は動詞「患る」<sup>やむ</sup>の連用形名詞であり、「憤り」「立腹」「怒り」という意味があった。つまり、朝廷は播磨国大地震の余震の原因を、広田・生田両神の怒りにあるとみたのであった。もちろん、この大地震の原因は、科学的に見れば神の怒りなどではない。この占いの背景には、判定の結果を出した陰陽寮と、広田・生田両社との間に、神階授与をめぐる何らかの政治的・経済的な利害・打算が絡ん

『延喜式』にも撰津国の祈雨神として広田社・生田社が挙げられており（巻第三臨時祭26祈雨神祭条）、後に雨乞いの神としても崇敬を受けたようである。

広田・生田両社に幣帛を捧げ、神階を授与した理由は、閏十二月十日付けの告文によると両社の怒りを鎮めるためであったことは先にも紹介した通りである。しかし、この告文には続きがあり、他にも理由があった。

又辞別きて申さく、「去ぬる八月三日祈り申さく、『風雨旱の災無くして、五穀損うこと無く、天の下饒い足らしめ賜え』と祈り申し賜ひき。而るに祈り申ししも験く、諸国豊饒に祈り収め訖えたり。此又皇大神の厚き助けなりとなも、歛び崇び所念行す。因りて今、礼代の大幣帛を捧げ持たしめ奉出す。大神平けく聞こし食して、天下平安に護り助け賜えと申し賜わくと申す」と。生田の神社の告文も亦同じ。（『日本三代実録』貞観十年閏十一月十日条）

つまり、地震発生の翌八月に、風水害や干害を防ぎ、五穀豊饒を祈ったところ、靈験をしめし諸国の収穫も無事に済んだ。今回はその報酬として幣帛を捧げたとあり、広田・生田両神の怒りを鎮めることで地震をおさめ、天下の平安を祈念したのであった。干害と地震は違うものの、天変地異に重大な関わりを持つ神としてこの両神が、崇敬を集めていたという点も、播磨国大地震の際の奉幣・神階授与につながったとみてよいだろう。

なお考古学的には、白水遺跡（西区伊川谷町）池の尻Ⅱ地区の池状遺構の北側で、この地震により生じた噴砂が注目される。同遺跡は、明石川の支流伊川と同支流天井川の間形成された沖積地とその北側の丘



陵部に位置する。この調査地区には、上層から順に1〜7層の基本的土層があり、噴砂は7層下の砂層から6、5層を貫いて吹き上がり、調査区北の落ち込み状遺構を被っている。この落ち込み状遺構から出土した土師器から、この噴砂が貞観十年の播磨国大地震に伴うものである可能性が高いことが指摘されている。いずれにせよ、この年の大地震が、平安京内や播磨国内のみならず、西は明石川流域から、東は広田・生田神社付近までの神戸市域に対して、かなりの被害をもたらしていたといえるであろう。

仁和三年の  
南海地震

六国史に残る地震記事六〇〇件余りのうち、五〇〇件余りが九世紀の地震に関連するものである(図28)。もちろん、一般に六国史における編纂方針は、史料ごとに、場合によっては

卷ごとに異なるし、またすべての地震を記録しているわけではないだろう。したがって、単純に地震記事の登場回数をもって古代日本の地震のあり方を評価することは、統計学的には厳密さを欠くであろうが、大まかにいって、九世紀の日本列島は、地震活動が非常に活発化した時期であったといえるであろう。

貞観十年の地震から一九年たった仁和三年(八八七)、ふたたび平安京と畿内一円を大地震が襲った。『日本三代実録』には、この地震による平安京での被災状況がかなり詳しく描かれている。

申の時、地大震動し、数剋を經歷して震ること猶止まず。天皇、仁寿殿を出でて、紫宸殿の南庭に御し、大蔵省に命じて七丈の幄二つを立てて御在所と為し給いき。諸司の倉屋及び東西京の廬舎、往々顛覆し、丘殺せらるる者衆く、或いは失神して頓死する者有りき。亥の時、亦震ること三度。五畿内七道の諸国も同日に大震ありて官舎多く損じ、海潮陸に漲りて、溺死者勝げて計るべからず。其の中撰津国尤も甚しかりき。夜中、東西に声有り、雷の如き者一なりき。(『日本三代実録』仁和三年七

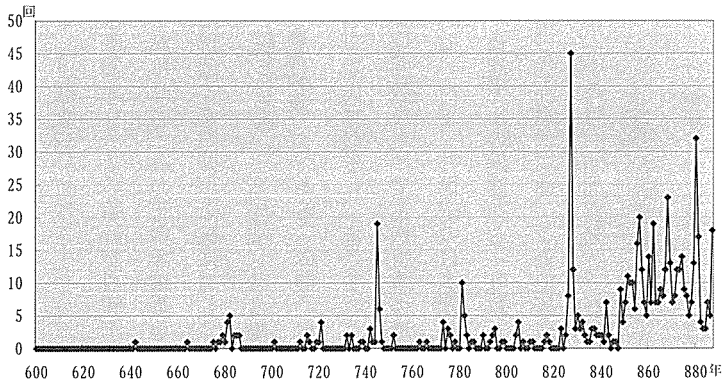


図28 六国史にみえる地震記事数

月三十日辛丑条)

この地震は、この日の申の時（午後四時頃）と、亥の時（午後十時ごろ）に発生した。特に最初の地震では、宮中の蔵や役所、京内の建物が倒れ、多数の圧死者が出て、中には失神して頓死する者もいたと伝えている。また、時の光孝天皇が避難して、紫宸殿の南庭に移り、大蔵省に命じて七丈の帷二つを立てさせて御在所としたと書かれている。『理科年表』は、この地震の大きさをマグニチュード8以上だったと推定している。

また、この日の揺れは畿内・七道諸国の全域におよび、各地の役所に相当の損害を与えたという。さらには地震に伴って津波も発生したらしく、数え切れないほどの溺死者が出たとある。とくに大きな被害が出たのは摂津国であったという。広範囲の揺れと津波があったことから、南海地震であったと考えられている。この仁和の南海地震により発生した巨大な津波は、大阪湾を北上しながら摂津国沿岸部を襲い、神戸市域にも多数の被害をもたらしたであろう。

2 撰津・播磨両国の風水害

最初に記録され  
た撰津の水害

古代に限らず前近代社会の人々は、農業用水や飲料水の確保に必死であった。灌漑施設  
の設置や用水権の取得をめぐる争いが絶えず、また干害時には神に祈るなどして水を求  
めた。まさに水は天からの恵みと考えられたであろう。しかし、この恵みの水も、時として人々に災いをも  
たらすことがあった。古代史料には、大風や洪水・高潮による家屋の倒壊、田畑の水没などの被害がみられ、  
そのため収穫への影響や住民や牛馬の水没など、物的・人的被害が記録されている。とりわけ、神戸市域で  
は、古くから河川の氾濫、高潮、六甲山系に起因する土石流の被害が多かった。

国史上最初に登場する撰津の水害は、『日本書紀』はくち白雉三年（六五〇）四月丁未条にみえる。この日から雨  
が降り続き、九日間にわたり家屋や水田が損壊し、稲苗の冠水、人・牛馬の溺死が多かったとある。この記  
事では、直接撰津とは記されていないが、時の天皇であった孝徳のいた難波宮が撰津国に該当することから、  
この付近の水害とみてよいだろう。

田植え前には、荒地や雑草の生い茂っている田を耕起する「荒田打ち」と呼ばれる作業が、主として二月  
と三月に行われることが明らかにされている。三月以降は、田打ちの本格化とともに、播種の時期を迎える。  
種稲の播種には、本田に直接行われる「直播き農法」と、苗代田に行く「田植え農法」の二つの農法があり、  
奈良時代にはすでに田植え農法が一般化していたという。

苗代で苗が十分に生育すると、次は本田への田植えとなる。『播磨国風土記』讃容郡条には、大神と妹神が、讃容にある無主の土地を占有しようとする競争の伝承がある。その中で、競争に負けた大神が「汝妹は、五月夜に殖えつるかも」と述べたことから、田植えの時期が五月であったことをうかがわせる。現在でも苗が冠水すると発病する。四月は苗代で育成した苗を本田に田植えする期間にあたり、この時期の苗の冠水は稲の収穫に深刻な影響をもたらした。

奈良期の摂津・播磨の風水害  
以下では、『続日本紀』の記述を中心に、神戸市域とかかわる摂津・播磨国の奈良時代における風水害についての状況と、朝廷の対応についてみてみよう。

大宝元年（七〇二）八月、播磨・淡路・紀伊の三国が、大風と高潮のために水田や園地（桑や漆を植えるために口分田の他に与えられていた土地）が被害を受けたと言上した。そこで朝廷は使いを派遣して、農業・養蚕の状態を巡察し、百姓を存問させたところ（同年同月甲寅条）。また、但馬など一七カ国で蝗の発生があり、大風が吹いて百姓の家屋が損壊し、秋の収穫に被害が出たとある（同年同月辛酉条）。翌九月には、一連の被害に対する対応として、使いを諸国に派遣して産業を巡察させて、百姓を賑恤したとある（同年同月戊寅条）。賑恤は賑給ともいい、高齢者・病人・被災者・困窮者などに、国家が恩恵として稲穀や布・塩などを支給することである。一般に、即位・改元・祥瑞出現などの国家的慶事には全国的規模で行われ、自然災害・疫病・飢饉の発生時には、諸国の申請を契機として地域的に行われた。今回の水害の場合も、播磨など三カ国の申請を契機として賑恤が行われ、神戸市域に該当する播磨国の明石郡・美囊郡の住民もおそらく賑恤を受けたのであろう。

和銅二年（七〇九）五月には、河内・摂津・山城・伊豆・甲斐の五国が、長雨によって苗が損なわれたとある（同年同月乙亥条）。また同七年十月には、美濃・武蔵・下野・伯耆・播磨・伊予が「大風」にて家屋が破壊されたとあり、当年の租・調が免除されている（同年同月乙卯条）。

田租を納める時期について規定した田令田租条の注釈に、「九月を早はやとなし、十一月を晚おくとなす」（『令集解』）とある。もちろん地域や時代により差はあるが、収穫の時期は九月から十一月の間であったとみてよいだろう。この点からも、十月の大風は収穫にとって多大な影響を与えたものと考えられる。

班給された口分田にかかる田租は、九月中旬から十一月三十日までに諸国の郡家ぐんけにおかれた正倉に納める必要があった（田令田租条）。調は、貢納国から都までの距離により、貢納期限が決まっていた（賦役令調庸物条）。『令集解』に引く古記所引の民部式（和銅五年以前に成立）によれば、播磨は「近国」扱いとなるので、本来であれば十月三十日までに納入することになっていた。

天平勝宝五年（七五三）九月には、強い南風により高潮が発生し、摂津国の御津村（上町台地の西海岸に位置）の百姓の住居一一〇余区が損壊し、百姓五六〇余人が漂流するという被害が出ている。この時には、漂流を免れた被災住民に対して賑恤が行われ、海浜部の住民を京内（難波京か）の空き地に移住させ（同年同月壬寅条）、十二月には、摂津国のうち、高潮被害にあった諸郡の田租を免除した、とある（同年同月丁丑条）。

平安期の摂津・  
播磨の風水害

延暦十八年（七九九）四月には、山城・河内・摂津の国で水が引かず苗が腐損し、非常に貧しく生活に苦しみ疲れた人々は改めて播種することができず、朝廷は使者を三方国

に派遣して貧民を巡検させて正税を賜ったとある（『日本後紀』同年同月癸未条）。播種できなかった人々に対

して、賑給が行われたのであろう。

賑給の財源としては主に、今回のように正税が支出される場合と、義倉が用いられる場合があった。正税は、諸国の郡家の正倉に蓄えられた官稲で、稲穀と穎稲（穂先付きの稲）からなる。稲穀は賑給など特殊な用途以外での使用が原則禁止されており、不動穀として蓄積された。一方穎稲は公出挙によって運用されるものであった。

義倉は、備荒のために戸ごとに粟などを徴収、倉に蓄積して凶年などの際に貧窮民に支給する制度である。賦役令義倉条によれば、一位の位階をもつ官人以下、百姓・雑色人に至るまでの戸を、上々戸から下々戸までの九等に分けて、二石から一斗までの粟（稲二斗、大麦一斗五升、小麦二斗、大豆二斗、小豆一斗をそれぞれ粟一斗に代納可）を戸の等級に応じて田租と同時に納めさせた。

承和三年（八三六）五月十八日には、平安宮城内の家で壊れなかったものがほとんどないほどの暴風雨が夜の内に吹き荒れ、木々は折れ家屋も倒壊した。ちょうどこの四日前、藤原常嗣を大使とする第一七次遣唐船が、四艘・六〇〇余名の編成で難波から出港したばかりであった。暴風雨を避けるため、遣唐使の船は輪田泊に一時的に停泊することとなった。朝廷は看督近衛一人を船処に派遣したものの、川の水が氾濫し通行することが出来なかったために、さらに左兵衛少志の田辺吉備成を派遣し、安否を問わせたとある（『日本後紀』同年同月丙辰条）。

また嘉祥元年（八四八）には、八月初めより降り始めた雨が止まず、京中は洪水に見舞われた。古老に「大同元年の水（大同元年（八〇六）の水害）の倍であった」と言わしめるほどの水量だったようである。撰津・

## 第二節 古代の自然災害

河内でも被害があり、朝廷は使者を派遣して被災者を巡検させ、便近の倉庫を開けて賑給したとある（『続日本後紀』同年同月己丑・庚寅・辛卯・壬辰・甲午条）。

### 第三節 古代の災害観と災異思想

#### 1 古代の災害観

自然認識  
と災害観

風水害や地震、火山などの災害を経験するなかで、それぞれの地域ごとに特有の知恵や伝統が形成され、継承されている。これら蓄積された過去の災害経験は、地域の人々の自然認識に大きな影響を与えていく。平成七年（一九九五）に発生した阪神・淡路大震災や、近年頻発している風水害の経験を通じて、神戸地域の住民にとっても、自然に対する認識や災害観が大きく変化していったことは、記憶に新しいだろう。

もちろん、古代には、現代とは異なる独自の自然認識や災害観があった。結論的に言えば、現代でいう自然災害や農業被害、伝染病などが「災害」「災異」と認識されていたようである。

六月と十二月の終わりの日には、災異を祓う行事である大祓おほはらいが朝廷で行われていた。また諸国でも、疫病や大災害時には臨時に行われていた。この大祓行事から古代の災害観を検討してみよう。

朝廷の大祓の際に唱える祓詞はらいのこたばには、当時認識されていた災禍の種類がみえる。たとえば、田の畔を破



壊する「畔放ち」や、溝を埋める「溝埋み」、木製の用水路を破壊する「樋放ち」、汚物をまきちらす「屎戸」などがあり、これらは記紀神話においてスサノヲが高天原で犯した各種の「不法行為」を示すとともに、暴風雨による被害を神話的に表現したものとも考えられる。暴風雨による公共的機能をもつ施設の破壊は、擬人化された神の仕業と認識されていたのであろう。

また、古代の人々がもつ自然認識や災害観を検討する上で重要なのは、当時の地域社会での神観念をめぐる問題である。もともと古い時代の神は、自身の存在を知らせるために人々を苦しめる側面があったといわれている。風水害、虫害、疫病などの災いをもたらす「荒ぶる神」としての側面である。そこで、村の人々は、神の機嫌を損ねないように祭ることで、怒りを鎮めるのであった。

『住吉大社神代記』には、為奈川（猪名川）で宮城を造営するのに必要な材木を運搬しようとしていた大神「霊男神人」に対して、妻になろうと思つた猪名川にいる女神と武庫川にいる女神同士が争つたという説話が見える。

霊男神人猪名川の女神は、大石をとつて武庫川の女神に投げつけ、武庫川の芹草を引き抜いたために、猪名川に大石がなく芹が生え、武庫川には大石ばかりで芹が生えなくなつた。両河川は一つになつて海に注ぐ。神威によって、猪名川には不浄物を入れないこととなっている。『同』為奈河・木津河条

この説話は、暴れ川としての武庫川の氾濫を神話的に表現したものだと考えられる。水害を神の仕業と考へ、神の怒りを招かぬように、猪名川には不浄な物を入れないようにするという慣行があつたのだろう。先にも見たように、貞観の播磨国大地震の原因を生田・広田大神の怒りにみるという発想と共通しており、こ

これらのことから古代の人々の災害に対する考え方のベースがうかがえる。

### 古代の災異

狭義の災害史では、いわゆる地震や火山、洪水などの自然災害が主な研究対象となるが、古代の災害つまり「災い」「災異」という用語には、現代の私たちが想定するよりも多くの内容が含まれている。その点を示すものとして参考になるのが『類聚国史』の「災異部」にみえる「災異」の分類である。

それによれば、「旱」「地震」「火」「蝗」「凶年」「三合歳」「疾疫」があげられている。『類聚国史』の災異部には欠失部分があり、すべての災異の分類が明らかに出来ない点や、あくまでも同書の編者である菅原道真すげのみつまによる分類にすぎないという憾みはあるものの、現代の地震・水害・火事などの自然災害とともに、旱魃ぼつ・蝗害こうがい・不作といった農業被害、疫病、天体の運行の「狂い」などが古代の災異として認識されていたとみてよいだろう。以下では、撰津と播磨を襲った旱魃やそれに伴う飢饉、疫病についてみてみよう。

#### 頻繁に発生する飢饉・旱魃

この表12は、六国史の中から、現在の神戸市域が含まれる撰津・播磨を襲った飢饉の記事をまとめたものである。これは、天皇からの恩勅により特別の救恤が得られた事例をあげているに過ぎず、この他にも慶雲二年（七〇五）には「全国」で旱による飢饉が発生したことなどの記述も含めれば、実際に発生した飢饉はさらに多かったのである。これらの飢饉に対し、律令国家はいくつかの施策を行っている。

第一に、正税の貸付である。たとえば、延暦二十三年（八〇四）五月には、不作により百姓の食料も乏しく、また春夏の水害によって生活の糧も食料も尽きてしまったので、正税二万束を貧民に貸し付けて家業を

第三節 古代の災害観と災異思想

表12 六国史にみえる摂津・播磨の飢饉記事一覧

年月日	国名	対応
文武1.閏12.7	播磨、備前、備中、周防、淡路、阿波、讃岐、伊予	賑給、負税免除
慶雲3.2.16	河内、摂津、出雲、安芸、紀伊、讃岐、伊予	賑恤
天平19.2.22	大倭、河内、摂津、近江、伊勢、志摩、丹波、出雲、播磨、美作、備前、備中、紀伊、淡路、讃岐	賑恤
天平20.8.3	近江、播磨	賑給
天平宝字7.12.21	摂津、播磨、備前	賑給
天平宝字8.1.16	播磨、備前	賑給
天平宝字8.3.14	摂津、播磨、備前、備中、備後	賑給 (3/14条) 使いを大和・河内・山背・近江・丹波・播磨・讃岐の国に派遣して池を築造させる (8/14条)
天平神護1.3.16	尾張、参河、播磨、石見、紀伊、阿波	賑給
延暦9.4.29	和泉、参河、遠江、近江、美濃、上野、丹後、伯耆、播磨、美作、備前、備中、紀伊、淡路	賑給 播磨国明石郡大領外正八位上葛江我孫馬養が官にあつては怠らず、頗る功績を著し、私物をもって賑恤し、貧乏の徒を助けた功績により外正六位上を与える (12/19条)
延暦23.2.25	摂津	使いを派遣して賑給
大同5.5.8	播磨	使いを派遣して賑給
大同5.6.19	丹波、播磨	使いを派遣して賑給
承和7.5.25	摂津	賑給
仁寿2.3.8	播磨	使いを派遣して飢民に賑給
元慶2.5.1	摂津	播磨備前両国の不動穀各300斛を転運して百姓に班賦する。
元慶2.5.27	摂津	摂津国頻年災旱により糶100斛を賑給

救済したいと摂津国が言上したところ、許可されている（『日本後紀』同年同月丙申条）。

第二は、風水害時のように賑給・賜物である。延暦二十三年の二月にも、摂津国が飢饉であったため使者を派遣して賑給していた（『同』同年同月庚午条）。元慶二年（八七八）五月には、摂津国が毎年のように早なるので、米を蒸して乾燥させた食料である糶<sup>ほしい</sup>一〇〇斛を賑給した。倉庫令逸文によれば、糶は二〇年倉に備蓄することとなっていた。

一方で、近隣の国で飢饉があった場合には、摂津・播磨両国の正税が転用されていたようである。たとえば、大同三年（八〇八）の淡路国で

の飢饉には、播磨国の穀をもって賑給し〔『日本後紀』同年四月壬申条〕、元慶元年（八七七）の和泉国での飢饉には、播磨国の不動穀六〇〇〇斛を和泉国の百姓に班給し〔『日本三代実録』元慶二年正月十五日辛亥条〕、翌年の摂津の飢饉には、播磨・備前両国の不動穀各二〇〇〇斛を転運して摂津国の百姓に班賦する措置をとっている〔『同』元慶二年五月丙申朔日条〕。また、貞観十三年（八七二）三月の河内では昨年来から続く洪水と旱魃のため農民が失業したため、摂津国の正税稲五万束を賜い〔『同』同年同月壬申条〕、同十五年六月には、河内の飢饉に対して摂津国の正税稲一万束を賑給したとある〔『同』同年同月乙卯条〕。

賑給の財源として正税と義倉の二つがあることは先述の通りであるが、「六道の諸国、早に遭いて飢荒す。義倉を開きてこれを賑恤す」〔『統日本紀』養老三年九月丁丑条〕とあるように、通常の飢饉には、義倉を利用した救恤が行われていたらしい。このような義倉を利用した救恤は、正史に記録が残りにくいのに対して、恩勅により正税を財源としてなされる被災者への救恤は、正史に記録されることが多い。

第三は、「造池使」（灌漑用の貯水池を築くための使者）の派遣である。一年を通じて降雨量の少ない瀬戸内海沿岸地方では、古くから灌漑用のため池が造られてきた。現在では、全国のため池数二四万数千に対して、その半数が瀬戸内海沿岸地方に集中しており、なかでも兵庫県には四万四〇〇〇余りのため池があり、全国一のため池保有県となっている。特に神戸市西部から印南野台地にかけて多く分布している。

古代の農民にとっても、農業用水の確保は切実な問題であった。日常的な用水の管理は村を単位に行われるが、天平宝字八年（七六四）八月、造池使を派遣して、大和・河内・山城・近江・丹波・播磨・讃岐国に池を築かせている〔『統日本紀』同年同月己卯条〕。池の修造には多くの労働力が必要となる。たとえば、河内国

狭山池の堤の修造には、延べ八万三〇〇〇人を要すると見積もりされていた（『同』天平宝字六年四月丁巳条）。このような労働力は容易に兵力に転化しうるし、また今回造池使が派遣された国々は、翌九月に恵美押勝（藤原仲麻呂）が就任した「都督四畿内三関近江丹波播磨等国兵事使」が管掌する諸国に、讃岐を除いて含まれている。これによって、今回の造池使の派遣が、押勝が反押勝勢力かによる兵力徴発を意図しての政策と考える説もある。ただ、天平宝字八年は、瀬戸内海諸国の日照りが深刻で、疫病により多数の死者も出ており、正月には播磨・備前で、三月には摂津・播磨・備前・備中・備後で飢饉があり、賑給が行われている（『統日本紀』同年正月甲寅・三月辛亥条）。播磨への使者派遣は、ある程度は実際の旱害対策とみてもよいだろう。

第四は、畑作の奨励である。実際の農業生活では、畑作の占める割合も多かったようである。たとえば養老六年（七三二）七月には、全国の百姓に対して晩禾・蕎麦・大麦・小麦を植えることを進めている（『統日本紀』同年同月戊子条）。また翌年八月二十八日太政官符や、弘仁十一年（八二〇）七月九日太政官符（『類聚三代格』卷八・農桑事）によれば、八月より大麦・小麦の栽培を奨励している。地方への施策伝達に要する時間差を考慮すれば、現地では七月下旬ないしは八月にむけての農作業と考えるのが妥当であろう。また、承和七年（八四〇）五月には、水田耕作の忙しい五月であっても、窮乏を救う畑作物として黍・稗・麦・稷・大豆・小豆・胡麻を栽培させている（『統日本後紀』同年同月丁丑条）。

当時の厳しい生活条件のもとでは、旱魃や風水害に弱くきわめて不安定な水田耕作のみに百姓を依存させることは避けるべきであり、危険分散に意味合いからも、端境期の食料確保の面からも、律令政府は畑作を

一貫して奨励していたのであった。

以上は、国家としての施策であるが、このような公的な制度以外にも被災者への救恤は行われていた。たとえば、延暦九年（七九〇）四月には、播磨など一四カ国が飢饉となった。この時には、賑給の対象ともなったが、播磨国明石郡の大領である葛江我孫馬養が、私物を投じて郡内の貧民を救済したとして、外正八位上から外正六位上に位階が昇叙されている（『続日本紀』同年十二月庚戌条）。賑恤に関する民間の私富の導入は、播磨だけではなく全国で行われている。地方の郡司層や有力農民層も、飢民の救済に大きな役割を果たしており、地域社会を維持しようとする機能は重層的に構成されていたのであった。

**疫病の流行** 飢饉により栄養状態が悪化すると疫病も流行する。古代では、「疫癘間発し、天死するものとその対策 衆し」（『続日本後紀』承和十年正月丁酉条）とあるように、何度も疫病が蔓延した。奈良時代の

の伝染病として有名なのは、天平七年（七三五）と同九年に流行した豌豆瘡（疱瘡・天然痘）である。

大宰府管内を中心として流行した天平七年の天然痘は、翌八年には一旦終息するものの、「この年の春、疫瘡大きに発る。初め筑紫より来りて夏（旧暦四月～六月）を経て秋（七月～九月）に渉る。公卿以下天下の百姓相継ぎて没死ぬること、勝げて計うべからず。近き代より以来、これ有らず」（『続日本紀』天平九年是歳条）とあるように、多くの官人・百姓が死亡した。藤原氏では房前・麻呂・武智麻呂・宇合の四兄弟が病死している。

朝廷では、賑給とともに、山川や神仏への祈禱、疫病鎮圧のための国分寺創建などを行ってきたが、この他にも天平九年六月二十六日に、播磨の属する山陽道をはじめとして全国に、疫病の治療法を指示した太政

官符を発令している（『類聚符宣抄』第三、疾疫）。

第一条にはこの疫病の病名（赤班瘡）や症状、第二条には体を冷やさないこと、第三条には寝床の注意、第四条・第五条には鮮魚や生野菜を食べないなど、病中の食事についての注意、第六条は快復期の食事について、第七条では服用すべき薬について、それぞれ記されている。そして、この命令が到着次第、速やかに写し取り、隣国に伝送させ、国司は、郡司のうち主帳以上の者一人を使として速やかに派遣すること、また国司は国内を巡行して百姓にこの対処方法を教え、重湯や粥を用意できない百姓には官物を賑給するように命じている。

しかし、貧しい百姓にとっては、小豆粉・糯米粉・鶏卵・蘇蜜（牛乳から製した油である蘇油と蜂蜜を混ぜたもの）などの摂取といった、朝廷が指示する治療法を実行することは困難であったに違いない。

他にも播磨国では天平宝字四年（七六〇）、貞観六年（八六四）に、摂津国では天平宝字四年、同六年に深刻な疫病に見舞われた。天平宝字四年の際には、播磨などの一五カ国で疫病があり、賑給が行われた（同年三月丁亥条）。また、同七年には摂津・山城の両国で疫病があり、賑給が行われた（同年六月戊戌条）。しかも天平宝字年間には、飢饉が長期かつ広範囲に及んでおり、疫病と重なった摂津と播磨の地域社会に大きな被害をもたらしたものと考えられる。

疫病に対しては、律令国家は賑給や治療方法の指示などを行ったが、一方、地域住民はどのような対応をとったのであろうか。参考となるのは、各国風土記に記されているさまざまな治療方法である。

『播磨国風土記』には、景行天皇が病気になる際に、印南川（加古川）の年魚を「薬」にしたとあり

(賀古郡条)、また『常陸国風土記』には、鹿島神宮の北にある沼尾池ぬまわいけに生える蓮根れんこんを食べると病が治るとの記述がある(香島郡条)。さらに『出雲国風土記』には、出雲国の仁多郡にたしづ漆仁川の川辺にある葉湯では、ひとたび入浴すれば体がゆったりとし、再度入るとあらゆる病気が治るので、昼夜途切れることなく老若男女の行列が出来ていたとの伝説を載せる。

このような各国風土記にみえる効験あらたかな「葉」としての特産物や、湯治の記述にはもちろん潤色や誇張もあるだろうが、地域独自の、庶民レベルでの「治療」の一端をうかがい知ることができる。

また、律令国家の体制が弱まってくる十世紀以降になると、陰陽師おんみょうし安倍晴明あべのせいめいに代表される呪まじないの世界が貴族から庶民へと拡がってくる。天刑星てんけいせい信仰と北斗七星信仰もその一つであり、諸悪を司る神として牛頭天ごず王が、さらにその上に疫鬼を退治する天刑星という神が登場する。また、天帝の乗り物とされた北斗七星は天罡星てんこうせいがあり、治病・消災・延生の効能があると言われている。

出土遺物では、道教の秘文である符録ふろくや呪句まじなご「急々きゅうきゅう如律令にりつりやう」などを書いた邪気払い手段の呪符じゆふ木簡があり、神戸市内では、新方遺跡しんぽう・玉津田中遺跡たまづだなか・吉田南遺跡よしかのみなみ(西区森友)、宅原遺跡たくはら(豊浦地区)(北区長尾町)、長田神社境内遺跡ながたのじんか境内(長田区長田町・大塚町)、森北町遺跡もりきたまち(東灘区森北町)、屏風遺跡びやうぶ(北区八多町)、楠・荒田町遺跡あらいだまち(中央区楠町)、深江北町遺跡ふかぎほくまち(東灘区深江北町)から発見されている。

玉津田中遺跡出土のものには、「□□□□(符録)急々如律令」とあり、有年原田中遺跡うねはらの例を参考にすると、最初の文字は咄天罡とてんこうと考えられている。咄天罡は、天帝が天罡星に命ずることで、符録の鬼の群列は病魔を表現し、急々如律令は「すみやかに正常に戻れ」という指示を表す。つまり、天罡星に病魔(疫病)の





写真23 森北町遺跡  
出土「蘇民将来」木札

侵入を止めるよう指示した札である。

これと似た札には「蘇民将来札」がある。これは、妻を求めて旅に出た牛頭天王が一宿一飯を請うたところ、富裕な弟は拒み、貧しい兄の蘇民将来は丁重にもてなした。そこで、妻を娶って戻る途中、

牛頭天王はこの兄に「蘇民将来子孫也」と書いた札を渡し、自分がまき散らした疫病から救い、弟一家を滅ぼしたといわれている。この札を持っていると、牛頭天王の疫病から逃れることができるとされた。市内では森北町遺跡から出土している（写真23）。

当時の人々は、国家からの賑給・施薬や指示に頼るだけではなく、食事療法・湯治・祭祀・呪いなどにより、庶民の側でもさまざまな「医療行為」を行っていた。自然災害や疫病などの原因を荒ぶる神や疫神に求め、荒ぶる神を畏れ祭り、疫神を居住空間に入れないようさまざまな努力をしていたのだろう。

## 2 古代日本の災異思想

災異思想と天

子不徳の詔

前述のような災異の発生に対して、古代国家はいかなる対策を講じたのであろうか。六国史にみえる災異対策のうち、とりわけ七世紀末以降の大地震の発生時では、①神仏への加護・祈願（祈祷・読経など）、②被災住民への免税（一定期間の租庸調の免除など）、③救援物資の支給（賑給、賜

物)、④被災家屋の撤去・修築、⑤死者の埋葬、⑥官僚機構の刷新(人材の登用)などのいずれかが行われている。

②から⑥は現代にも通ずる実効的な対策であるが、古代の被災住民への人道主義の観点や公共性の思想にもとづいて行われたわけではない。古代国家の災害対応は、儒教的な災異思想を背景にしていた点に大きな特徴がある。

古代の日本では、為政者が行った良政を讃えて天が出現させる特異な動植物・鉱物や自然現象を「祥瑞」といい、一方、悪政に対しては、戒めとして天が下すものを「災異」と考えられていた。これは中国の天人相関思想に由来する考え方である。

君主の統治権は天命(天の意思)に由来し、天命は有徳者に下る。したがって、君主が徳を失えば、別姓の有徳者に変(易)わり、天命が革(改)まって革命となる、つまり「易姓革命」という他姓の有徳者が新たに王朝を創始することを正当化する論理が中国にはあった。よって巨大な自然災害は、不徳の証しに他ならない。日本にもこれらの思想が受け継がれており、在位中の災害に対しては、具体的な対応をすることで徳を示そうとした。

失政に対する批判からくる王権の動揺を防ぐためにも、災異発生時こそ有徳な君主としての天皇を政治的に強調する必要がある。災異発生時には、それが具体的な対応を伴った「徳政」として現れることとなる。このようにしてみると、徳政の真の目的は被災住民の救済にあるのではなく、むしろ災異発生を通じて動揺する王権や君主の地位を安定化させることにあるといえよう。

先に見た貞観大地震の際に、時の清和天皇が広田・生田の両神に祈願していたのは「今も往前も、天の下  
平安に、天皇が朝廷を、宝位動くことなく、常磐に堅磐に夜の守り日の守りに、護り幸え奉り賜え」とあるように、宝位（天皇位）の安定化であった。